

ネーミングライツ事業に関するQ&A

Q & A		更新日
ネーミングライツ事業全体について		
Q. 対象施設のことをもっと知りたい。	A. 現地説明会の実施が可能です。下記の問合せ先までご相談ください。	2026/8/3
Q. 個人は申し込めるのか。		2026/8/3
A. 募集要項に記載の応募資格を有する事業者（法人、法人以外の団体又は個人事業主）のみお申込みいただけます。		
Q. 申込状況を知りたい。	A. 下記問合せ先まで連絡いただければ、その時点での申込者数を回答いたします。	2026/8/3
応募時の提出書類等について		
Q. 申込書はどこで手に入るのか。	A. 大学HPからダウンロードが可能です。郵送を希望される場合は、下記問合せ先へご連絡ください。なお、郵送の場合は、到着までに時間がかかりますことをご理解ください。	2026/8/3
Q. 申込書等は どうやって提出すればよいのか。		2026/8/3
A. ご持参、ご郵送及びメールでのご提出が可能です。下記問合せ先へご提出ください。 なお、郵送の場合でも、提出期限日時必着ですので、十分ご注意ください。		
Q. 提出書類の「ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）」の『その他希望事項』には、例えばどのようなものがあるのか。また、この内容は審査に影響するか。	A. 次のような提案が可能です。ただし、対象施設や状況によっては、対応できかねる場合もありますことご理解ください。 ＜提案内容例＞ ・図書館内に企業の広報誌等の専用ラックを設置し、来館者が自由に手にすることができるようにしたい など また、提案いただいた内容が必須条件であれば、募集要項に記載の審査基準（審査項目「応募の趣旨」「名称等（デザインを含む）」等）に影響する可能性があります。	2026/8/3
Q. 提出書類の「事業者の概要を記載した書類」とは具体的に何か。	A. 企業または事業の概要を記載した、企業パンフレットやIR資料等をご提出ください。	2026/8/3
Q. 提出書類の「事業者が法人である場合は、法人の登記事項証明書（発行後3箇月以内のもの）」や「国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）」などは、写しでもよいか。	A. 写しでのご提出で問題ございません。	2026/8/3
Q. 提出書類の「名称等の表示（サイン）のデザイン及び配置が分かる書類」を作成するために、現地を確認したい。	A. 現地説明会の実施が可能です。下記の問合せ先までご相談ください。	2026/8/3

Q&A		更新日
	Q. 名称等のサイン、インフォメーションボード等の設置について、提示してある設置場所の案以外でもよいか。	2026/8/3
	A. 設置案以外について提案いただいても問題ございません。ただし、法人運営や施設等イメージへの影響を勘案し、対応できかねるケースもありますことをご理解ください。また、応募時の提出書類には、「名称等の表示（サイン）のデザイン及び配置がわかる書類」が含まれており、審査基準の一つになっています。	
	Q. 名称等のサイン、インフォメーションボード等の設置について、対応できないケースとは具体的に何か。	2026/8/3
	A. 次のようなケースは対応できません。 ＜対応不可なケース例＞ ・施設内の椅子・机などの備品に対するサイン。 ・施設内外の通路上など利用時の妨げになる場所へのインフォメーションボード等の設置。 ・景観に影響を及ぼすような、大きな看板の設置。	
	Q. 名称等のサイン、インフォメーションボード等の設置について、応募時の案から変更はできないのか。	2026/8/3
	A. 審査基準の一つであるため、原則は、応募時にご提出いただいた案から変更はできません。ただし、本法人との協議の上、軽微な変更については、認められる場合があります。	
その他		
	Q. 公募中の施設以外についても、ネーミングライツを希望したい。	2026/8/3
	A. 下記の間合せ先までご相談ください。次回の公募において、検討いたします。ただし、法人運営の影響等を勘案した結果、ご希望に添えない可能性があることをご理解ください。	

その他ご不明点等ございましたら、下記間合せ先までご連絡ください。

<間合せ先> 広島県公立大学法人 本部財務課 予算・管理係 〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目 1 － 7 1 TEL：082-251-4720 FAX：082-251-9405 E-mail：yosan@pu-hiroshima.ac.jp
